

鳥取県告示第 585 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字埴見字子守前ノ二84、字宮ノ谷二330、字本谷一432の1から432の13まで、字広土473の1から473の17まで、字棚ノ木谷474の1から474の4まで、474の6から474の53まで、474の57、字西谷643の3から643の5まで、字黒見谷644、字中谷657の1、659の1、659の2、字道祖神谷687の1から687の26まで、字菅ヶ谷688の1、688の2、688の27から688の34まで、688の37から688の39まで、688の43、688の61から688の64まで、688の66から688の68まで、字小佐美谷880の1、898

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）